

編者・執筆者紹介

(①現職, 専攻, ②主要業績, ③ひとことメッセージ)

【編者】

庄司 克宏 (しょうじ かつひろ)

はじめに

- ① 慶應義塾大学大学院法務研究科教授／ジャン・モネ・チェア, EU法／EU政策論
- ② 『欧州の危機——Brexitショック』(東洋経済新報社・2016年)
『はじめてのEU法』(有斐閣・2015年)
『欧州連合——統治の論理とゆくえ』(岩波書店・2007年)
- ③ EUは、複数の国家による国境を越えた協力がどこまで可能かという実験を常に行っています。その経験は、成功例と失敗例の両面で、日本にとっても、諸外国と平和で繁栄した関係を構築するために大いに参考になります。

【執筆者】

佐藤 真紀 (さとう まき)

01・02

- ① 慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師, 電気通信事業法／競争法／EU法
- ② 「EUの電気通信政策と競争法」(慶應法学35号(2016年) 205～231頁)
『電気通信事業法における接続と競争政策』(共著・三省堂・2012年)
『コンメンタールNTT法』(共著・三省堂・2011年)
- ③ 私たちの生活に深く入り込んでいるインターネットのルールをのぞいてみましょう。インターネットは、国境を越えて私たちを結びつけ、情報交換と自己実現の場を提供してくれます。これからのインターネットのルールとイノベーションが私たちの未来を大きく変えていくのです。

東 史彦 (あずま ふみひこ)

03・05

- ① ジャン・モネEU研究センター(慶應義塾大学)主任研究員, EU法／国際法／憲法
- ② 『イタリア憲法の基本権保障に対するEU法の影響』(国際書院・2016年)
「EUにおける民事訴訟への対応に関連して——EU競争法およびEU加盟国国内競争法と、手続法との関係」(入江源太・松嶋隆弘編著『カルテル規制とリニエンシー』(三協法規・2014年)所収, 285～292頁)
「イタリア法, ガット及びEC法の関係」(法学政治学論究74号(2007年) 137～168頁)
- ③ インターネットの空間に国境はありませんが、そこで起こるさまざまな問題に対処するためのルールは、とくにアメリカとEUの間で大きく異なります。日本はどのようなルールを採用していくべきなのか、欧米の事例を参考に、考えていきたいと思っています。

- ① 中央大学総合政策学部准教授／慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師，憲法／情報法
- ② 『ビッグデータの支配とプライバシーの危機』(集英社・2017年)
『事例で学ぶプライバシー』(朝陽会・2016年)
『プライバシー権の復権』(中央大学出版部・2015年)
- ③ 個人データ保護は、すべてのインターネット利用者に関わる問題です。プライバシーの思想・哲学をめぐる、アメリカとヨーロッパでは異なる価値観に立脚して、衝突が見られました。日本のプライバシーの思想・哲学はどのようなものか考えていく必要があります。

- ① 慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師，競争法／メディア政策／EU法
- ② 「プライバシー・ビッグデータ・競争法——Facebook/WhatsApp 欧州委員会決定を題材に」(慶應法学33号 (2015年) 135～180頁)
「政治過程におけるオンラインニュースの効果——政治的知識に及ぼす直接的・間接的效果」(共著，社会心理学研究30巻1号 (2014年) 21～34頁)
「インターネット上の情報流通と法的規制」(法学セミナー 707号 (2013年) 2～7頁)
- ③ インターネットはこれまでの世界とは異なる数々の概念を私たちに提示する世界です。法的な観点からは、個々の事象が、伝統的なアプローチから見て、似て非なるものか、同一のものか、見抜く力が問われるものとなっています。一步深い理解，思索への手助けになればと願っています。

- ① 公正取引委員会事務総局官房審議官／慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師，ミクロ経済学／産業組織論／経済法
- ② “Japanese antitrust law: Recent developments and an agenda for the years ahead” (*Journal of European Competition Law & Practice*, Vol. 2 (2), 2011, pp.165-169)
「米国及びEUにおける競争法執行の動向」(公正取引719号 (2010年) 2～6頁)
「EU競争法Ⅱ (合併規制)」(庄司克宏編『EU法 実務篇』(岩波書店・2008年) 所収, 299～319頁)
- ③ 競争法違反行為は、会社には高額の制裁金が課されますし、個人にも罰金が課されたりするなど、まったく引き合わない行為です。迷ったときは、専門家の意見を聞くことをお勧めします。公正取引委員会にも相談窓口がありますので、どうぞご利用ください。